

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成31年1月15日（平成31年（行情）諮問第25号）

答申日：平成31年4月17日（平成31年度（行情）答申第3号）

事件名：教育内容について教育委員会に問合せを行った特定期間の事例に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月28日付け30文科初第873号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

本件非公開部分の決定を取り消し、「全部公開」とすることを求める。

本件公開文書に関連する隠蔽文書（依頼文や決裁文書等）の公開を求める。

イ 理由

（ア）処分庁は、非開示についての合理的具体的理由を説明していない。

（イ）処分庁が開示した文書には、プレスリリース文書が含まれており、これらは公開文書であり、審査請求人に対する異なった対応は、恣意的運用であり違法である。

（ウ）処分庁は、行政文書管理において通常は付帯すべき関連文書についての情報を審査請求人に説明することなく、当該文書の存在自体を隠蔽して、情報公開制度を運用している。

(エ) よって、処分庁は、国民の「知る権利」及び法の制定趣旨を逸脱している。

(オ) よって、審査請求人は、原処分の取消しと隠蔽文書の「全部公開」を求める。

(2) 意見書

ア 処分庁の理由説明に対する審査請求人からの意見

(ア) 審査請求に係る行政文書等について

本項は、審査請求に関する背景説明であり、「法5条1号、2号及び6号に該当する」以外の諸点については、争わない。

(イ) 本件対象文書の特定について

処分庁は、理由説明書（下記第3。以下同じ。）において「念のため執務室、書庫等を再度確認したが、他に該当する文書は存在しなかった。」と主張している。

当該請求文書は、一般の社会通念においては存在していてしかるべきものであり、不存在との説明に悪意を覚える。さらに、随分昔の事例ではあるが、「ない」と言われたワクチン文書つづりを所管大臣自身により探索し発見した事例、さらに最近の中央官庁における違法な文書改ざんや廃棄の横行事案等々、中央官公署の公文書管理の実態を勘案すると、処分庁の説明は十分に納得できるものではない。

しかしながら、審査請求人には、処分庁の「説明」に対し反問できても直接探索できる手段も権限もないので、説明への具体的対応は出来ないが、処分庁の説明は納得できない。

(ウ) 本件対象文書の不開示情報該当性について

a 法5条1号「特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報」は不開示にできるとしている。しかし、全てにおいて開示不開示について個別に検討することなく、個人名だからと機械的自動的に一律不開示とすることは、原則公開とする法趣旨に反しており、違法である。

例えば、生徒氏名の開示については考慮すべき点もあるが、取材依頼者等は公共の福祉の立場＝公益目的で係っているのであるから、公的領域の情報であり、開示すべきである。開示されたからといって彼らが不利益を被る訳はないので、不開示とすることは「知る権利」の法理に照らすと個人の両具性を吟味しておらず、開示不開示の決定における検討が不十分であり、違法といえる。

b 法5条2号該当情報との主張については、当該団体や個人が被るとする権利、競争上の地位、その他正当な利益を害されるとい

う個別具体的侵害される利益についての説明や蓋然性が証明されておらず、本条項をもって不開示適用とするのは国民の「知る権利」を抑止する根拠とするには不適切であり、違法である。

c 法5条6号に該当するという主張においても、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に関する個別具体的根拠や蓋然性が説明されておらず、前項同様違法である。

(エ) 文部科学省職員や地方自治体職員等の氏名の開示について

下記イで述べる理由により原処分は違法であり、開示されるべきである

(オ) 小活

以上、処分庁の「原処分は妥当」とする主張は誤りであり、個人識別情報であっても機械的自動的に非開示とするのではなく、個別具体的に開示非開示を検討すべきという答申を求める。

イ 公務場面における公務員の個人名の扱いについて

(ア) 憲法違反の法律

法が規定している「個人が識別される情報」には、本来、以下に述べる個人の両具性、私的領域と公的領域が含まれている。

この法は、個人の公的領域を省みることがせず、個人識別情報は、自動的に機械的に一律非開示としている。この点においてこの法は、「知る権利」の憲法趣旨や行政の説明責任義務を省みておらず、憲法に違反する違法な法といえる。

(イ) 個人の両具性

自然人である個人は、まったく個人の属性に由来する私的領域と社会活動における公的領域との両具性を備えている。

私的領域については、「プライバシー」と位置付けて保護に十分配慮することは万人の認めるところである。

しかし、個人が具備している公的領域については、プライバシーとは規定できない領域が存在しているので、一律非開示とするかどうかについては厳しく峻別されるべきであり、非開示とすべき場合には十分な吟味を要する。

(ウ) 公務員の氏名等の開示について

公務員においては、民間人には附具されていない権力を有している。公共の福祉の名文により憲法で保障された国民の基本的な人権を抑止する権限を有している。この権力行使の場面における個人は、公的領域による事象であり、当然私的領域としっかり峻別した取り扱いを行わねばならない。

個人識別情報だからとして、機械的自動的に一律非開示としてはならない。

(エ) 公権力行使における公務員のプライバシー抑制

公務員の公的領域における個人は、いわゆるプライバシー保護には該当しない。

公務員はたとえ影響力は微小であろうとも、憲法で保障された国民の諸権利を制約する公権力を行使する場合がある。公務員が公権力を行使できる権限や範囲は、法令により厳しく規定されているが、国民の側からみて不当な権力者であってはならない。

(オ) 公務現場における実態

公務員は、権力行使が可能である法令適格者であることを証明するため公務場面では官職名や個人名の開示が義務付けられている。その観点から、公務員が日常業務に従事するにあたり、以下の実践事例のごとく個人名は開示されている。

- a 庁舎等における職員証（氏名プレート）の常時携帯と提示、
- b 職務行為に関して権力行使の当該者が適法者であることを証する官職・姓名の開示
- c 公共の福祉のために基本的人権抑止の権限行使の立証説明のために官職・姓名の開示

(カ) 公務員における公平公正の担保＝欠格条項

このように公権力の行使により基本的人権を抑制する権限を有する公務員は、反面、厳しい倫理規定が課せられている。厳しい倫理規定を課すことにより公権力行使の公正公平を担保している。しかし、公務員の国籍条項や適格条項については、社会のグローバル化やインクルーシブの普及と相まって、一定見直しをしなければならない時期となっている。

(キ) 憲法の趣旨「知る権利」

現下の日本国憲法においては、基本的人権の遵守が謳われている。また、公務員の権力乱用による人権侵害を抑止するために公務員条項が定められている。

つまり、当該公務員の権力行使が、公平公正で法令遵守に基づくものであることを確認する手段として国民に付与されたものが「知る権利」であり、情報公開制度である。

(ク) 民間における個人名の開示

民間の諸活動の場面においては、個人名が開示されている事例が多くみられる。

個人名の開示が法令で定められているものもあるが、そうでないものも多数ある。

- a 建設現場での諸掲示物での個人名記載
- b 危険物取扱事業所、公共交通機関（電車・バス・タクシー・貨

物車)等での運転者名

c 接客職種における姓名プレート、レシート・領収書等での担当
個人名記載

d 各種法人における登記書類等の公開

これらの個人名開示事例の中には、プライバシー保護の観点から議論を要するものも散見されるが、公務員のような機械的自動的に一律非開示とする事例は少ない。

ウ まとめ

以上、審査請求人が上記イで述べたごとく、処分庁が公務員名を機械的自動的に一律非開示とした根拠法は、そもそも憲法違反である。憲法違反の法により国民の知る権利を抑制することは違法であるから、本件処分は無効とすべきである。

よって、原処分を取消し、法5条1号に依拠する処分については、個人名の両具性を吟味した取扱いを行うこと。法5条2号及び6号については、非公開根拠として処分庁が想定している「不利益のおそれ」等の具体的内容と蓋然性の明記を求める。あるいは、合理的理由等を具体的に説明出来なければ全面開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る請求文書は、「教育内容について文科省が教委に問い合わせた過去3年間の実例」(本件請求文書)である。

本件請求文書につき、別紙の2に掲げる文書(本件対象文書)を特定し、法5条1号、2号及び6号に該当することから、その一部を不開示としたところ、審査請求人から、不開示部分の開示及び本件対象文書に関連する文書(依頼文や決裁文書等)の開示を求めるとして審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の特定について

本件対象文書については、教育内容について教育委員会に問い合わせた際に受領した文書が本件請求文書に該当すると考え特定を行った。なお、本件対象文書を受領するに当たっては、文書に依らず教育委員会に問い合わせたものであるため、当該問合せに関連する文書として、本件対象文書以外の文書は存在しない。

また、本件対象文書については、個別具体の必要性が生じた場合に教育委員会から提供を受けたものであり、その他の事柄について資料の提供を受けていない。なお、諮問に当たって念のため執務室、書庫等を再度確認したが、他に該当する文書は存在しなかった。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書には、それぞれ以下に掲げる情報が含まれており、法5条

各号により不開示とした。

生徒氏名，取材依頼者（報道関係者）名及び個人の氏名を推測できる情報については，特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報であることから法5条1号に該当するため，不開示とした。

団体名及びそれを推測できる情報並びに資料名，出版社及び報道機関名については，公にすることにより，文部科学省が教育委員会に問い合わせた実例に関係する団体であることが明らかになり又は推察されるため，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号に該当するため，不開示とした。なお，資料名については，いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため，国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり法5条6号にも該当するため，不開示とした。

以下の情報については，国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，本件対象文書に記載の内容に関連した情報として公にされているものではなく，仮に公にした場合，市町村名や学校名等が推測されうる情報が含まれていることから，いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため，国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号に該当するため，不開示とした。

- ・ 都道府県名，市町村名，地方自治体の担当課名，学校名，該当する学年，クラス名及び取材を行った際の会場名
- ・ 文部科学省職員の氏名，役職，メールアドレス，電話番号及びFAX番号
- ・ 地方自治体職員の氏名，役職，所属，メールアドレス，電話番号及びFAX番号

また，上記のうち，地方自治体職員の氏名及び文部科学省職員の氏名は特定の個人を識別できるものでもあることから，法5条1号にも該当するため，不開示とした。

4 原処分にあたっての考え方について

以上のことから，本件対象文書を特定し，その一部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成31年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 2 月 1 3 日 審議
- ④ 同月 1 9 日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 3 月 1 2 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 4 月 1 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号及び 6 号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の開示及び本件対象文書に関連する文書（依頼文及び決裁文書等）の特定を求めているものと解されるころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件は、教育内容について文部科学省が教育委員会に問い合わせた過去 3 年間の実例であるところ、文部科学省において個別の学校教育の内容について各教育委員会に問合せを行った体育科学習中に発生した事故に係る事例に関する文書及び平成 2 9 年 9 月に行った中学校の総合的な学習の時間における職場体験に係る事例に関する文書（本件対象文書）が該当すると考え、これらの文書の特定を行ったところである。当該文書は、文部科学省が教育内容について当該教育委員会に問い合わせた際に受領した文書である。

イ 審査請求人は、審査請求書において、本件対象文書に付帯すべき関連文書（依頼文や決裁文書等）の特定を求めているものと考えるが、文部科学省では、通常、教育委員会への教育内容の問合せについては、個別具体の必要性が生じた際に、口頭により行っており、教育委員会からの文書受領後においては、当該受領した文書を用いて関係部署内で共有しており、当該業務に係る決裁も行っていないところ、本件においても、同様の状況であるため、本件対象文書に付帯すべき関連文書（依頼文や決裁文書等）は存在しない。

ウ 諮問に当たって念のため執務室、書庫等を再度確認したが、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記 (1) の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、

これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 体育科学習中に発生した事故に係る事例に関する文書

ア 当該文書は、別表の1欄に掲げる事例1ないし事例6に係る文書で構成されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 事例1及び事例4に係る不開示部分は、事故にあった生徒に係る詳細な情報であり、当該生徒の氏名は記載されていないが、当該生徒が居住していた地区の近隣居住者や当該生徒が在学していた学校の関係者等一定範囲の者であれば、当該生徒を特定することが可能であり、当該部分を公にした場合、当該生徒の事故に係る詳細な情報が知られることとなるので、個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当する。

また、当該部分は生徒の学校における教育指導上の事故に係る情報であり、当該部分を公にした場合、教育委員会名や学校名が推定され、外部からの過度な干渉や圧力等が生じる可能性があるため、教育指導等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

(イ) 事例2、事例5及び事例6に係る不開示部分は、事故にあった生徒に係る詳細な情報であり、一体として生徒に係る個人に関する情報であるため、法5条1号に該当する。

また、当該部分は生徒の学校における教育指導上の事故に係る情報であり、当該部分を公にした場合、教育委員会名や学校名が推定され、外部からの過度な干渉や圧力等が生じる可能性があるため、教育指導等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

さらに、当該不開示部分のうち団体名等は、公にした場合、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

(ウ) 事例3に係る不開示部分は、上記(ア)と同様の理由により、法5条1号及び6号柱書きに該当する。

また、当該不開示部分のうち団体名等は、公にした場合、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

ウ 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

(ア) 事例 1 及び事例 4 について

- a 当該事例に係る不開示部分は，事故にあった生徒に係る個人に関する情報であり，当該生徒の学校名及び事故の詳細な情報等であることが認められる。また，当該生徒の氏名は記載されていないことが認められる。
- b 当該部分は，当該生徒の事故に係る機微な情報であると認められるので，当該部分を公にした場合，当該生徒が居住していた地区の近隣居住者や当該生徒が在学していた学校の関係者等一定範囲の者であれば，当該生徒を特定することが可能となることは否定し難く，これらの者に当該生徒の事故に係る機微な情報が知られることとなり，当該生徒の権利利益を害するおそれがあると認められるので，当該部分は，法 5 条 1 号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。そこで，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該事例の公表状況について，改めて確認させたところ，公表はされていないとのことである。そうすると，当該部分は，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。
- c したがって，当該部分は法 5 条 1 号に該当し，同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 事例 2 及び事例 6 について

- a 当該事例に係る不開示部分は，事故にあった生徒の氏名・学年・学校名，当該学校を所管している教育委員会名及び事故の詳細な情報であり，一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- b そこで，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該事例の公表状況について，改めて確認させたところ，公表はされていない旨説明する。そうすると，当該部分は法 5 条 1 号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法 6 条 2 項による部分開示の検討を行うと，生徒の氏名・学年・学校名は，個人識別部分であるから部分開示の余地はない。また，その余の部分である当該教育委員会名及び事故の詳細な情報等は，当該生徒が居住していた地区の近隣居住者や当該生徒が在学していた学校の関係者等一定範囲の者であれば，当該生徒の

特定が可能となることは否定し難く、当該部分を公にした場合、当該生徒の事故に係る機微な情報が知られることとなって、当該生徒の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

- c したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 事例3について

- a 事例3に係る不開示部分は、事故にあった生徒に係る個人に関する情報であり、当該生徒の学校名及び事故の詳細な情報等であることが認められる。また、当該生徒の氏名は記載されていないことが認められる。
- b 当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該事例の公表状況について、改めて確認させたところ、公表はされていないとのことである。そうすると、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。
- c したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 事例5について

- a 事例5は、事故にあった生徒に係る個人に関する情報であり、そのうち不開示部分は、(i) 当該生徒の氏名・年齢、(ii) 当該生徒以外の当事者の年齢・性別及び(iii) 事故の詳細な情報等((i)及び(ii)を除く。)であることが認められる。
また、上記(ii)は、当事者の氏名は記載されていないことが認められる。
- b 審査請求人は、事例5に係る文書はプレスリリース文書であり公開文書である旨主張しているものと解されるので、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該文書の公表状況について、改めて確認させたところ、当該文書は、本件に係る事故が発生した際に、当該生徒が在学していた学校を所管している特定教育委員会が報道機関に提供した資料であるが、現在では、上記(iii)については、特定教育委員会のウェブサイト上において公表されているものの、上記(i)及び(ii)は、公表されていないとの

ことである。

c 以上の状況を踏まえ、以下、検討する。

(a) 当該部分のうち上記(i)及び(iii)は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(b) 当該部分のうち上記(iii)は、諮問庁の上記bの説明によると、特定教育委員会のウェブサイト上において事件の詳細が公表されているとのことであるので、法5条1号ただし書イに該当し、また、公にすることにより、外部からの過度な干渉や圧力等が生じる可能性があり教育指導等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び当該不開示部分に記載されている法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記(iii)は法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(c) 当該部分のうち上記(i)について、法5条1号ただし書について検討すると、事例5に係る文書は、報道機関に提供され、過去に公表された事実があったが、当該公表から相当程度経過しており、現時点では公表されている事情も認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記(i)は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(d) 当該部分のうち上記(ii)は、事故にあった生徒に関する情報であるとともに、当該生徒以外の事故の当事者に係る情報でもあり、当該当事者の氏名は記載されていないものの、性別と年齢が記載されていることが認められる。

当該事故の詳細な情報等は、上記(b)により当該事故に係る情報を開示すべきと判断されるところ、上記(ii)を公にした場合、当該当事者の友人や知人等であれば、当該当事者を特定することが可能となることは否定し難く、これらの者に当該事故の詳細な情報等が知られることとなり、当該当事者の権利利益を害するおそれがあると認められるので、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、上記(ii)は、

公表されていないとのことであるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、上記（ii）は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）平成29年9月に行った中学校の総合的な学習の時間における職場体験に係る事例に関する文書

ア 当該文書は、別表の1欄に掲げる事例7に係る文書であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、文部科学省が総合的な学習の時間における職場体験に係る事例に関して教育委員会に問合せを行い受領した資料のうち当該事例の当事者である中学校名が特定できる情報である。

当該部分には、当該中学校が行う総合的な学習の時間の具体的な取組内容が記載されており、当該部分が公になった場合、当該中学校の名称及び当該中学校の教育課程に係る具体的な取組内容が明らかとなり、外部からの過度な干渉や圧力等を受けるおそれがあることから、今後の総合的な学習の時間に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

また、当該部分は、個人名及び団体名の記載もあることから、法5条1号にも該当するとともに、公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イにも該当する。

なお、原処分に係る不開示決定通知書及び理由説明書において、不開示部分として「文部科学省職員の氏名、役職、メールアドレス、電話番号及びFAX番号」と記載したところであるが、「役職、メールアドレス、電話番号及びFAX番号」は不開示部分にその記載はないので、当該部分は、「文部科学省職員の氏名」の誤りである。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

（ア）当該部分は、（i）教育委員会の名称、住所、電話番号及びFAX番号、（ii）文部科学省職員の氏名、（iii）中学校の名称、住所、電話番号、FAX番号及び校長・教員の氏名並びに（iv）職場体験のプログラム内容のうち団体名が特定できる情報であることが認められる。

（イ）当該部分のうち上記（ii）を除く部分は、当該中学校の名称及び当該中学校の教育課程に係る具体的な内容が明らかとなる情報であ

ると認められることから、当該部分が公になった場合、外部からの過度な干渉や圧力等を受けるおそれがあり、今後の総合的な学習の時間に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分のうち上記（ii）を除く部分は法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- （ウ）当該部分のうち上記（ii）は、文部科学省職員の氏名であることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するところ、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に該当する。

諮問庁は、上記（ii）の部分が公になった場合、外部からの過度な干渉や圧力等を受けるおそれがあることから、今後の総合的な学習の時間に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、当該部分は、教育委員会に職場体験に関する問合せを行った職員の氏名にすぎないと認められ、これを秘匿すべき特段の事情もないことから、これを公にしたとしても当該職員が外部からの過度な干渉や圧力等を受け、今後の総合的な学習の時間に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は認め難い。

そうすると、上記（ii）の部分は、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められず、慣行として公にされることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、また、同条6号柱書きにも該当しないと認められることから、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについ

て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

教育内容について文科省が教委に問い合わせた過去3年間の実例

2 本件対象文書

文部科学省において個別の学校教育の内容について問い合わせを行った事例のうち、体育科学習中に発生した事故に係る事例に関する文書、平成29年9月に行った中学校の総合的な学習の時間における職場体験に係る事例に関する文書

別表

1 事例	2 不開示理由 (法5条)	3 開示すべき部分
事例1 (1枚目)	1号及び6号	
事例2 (2枚目)	1号, 2号及び6号	
事例3 (3枚目ないし5枚目)	1号, 2号及び6号	
事例4 (6枚目)	1号及び6号	
事例5 (7枚目及び8枚目)	1号, 2号及び6号	「1 概要」欄の1行目の右から7文字目ないし1文字目及び2行目の左から1文字目及び2文字目並びに「2 経過」欄の10行目の右から6文字目ないし1文字目及び12行目の左から2文字目及び3文字目の不開示部分を除く不開示部分
事例6 (9枚目及び10枚目)	1号, 2号及び6号	
事例7 (11枚目ないし13枚目)	1号, 2号及び6号	FAX送信票の「送付先」欄の氏名部分